



Washington D.C. Political and Economic Report

Masaharu Takenaka 竹中 正治

ワシントン駐在員事務所 所長

(202)463-0477, mtakenaka@us.mufg.jp

2006年9月12日

ワシントン情報 (2006 / No.058)

核開発を諦めないイランに対する米国の選択肢

8月31日までにウラン濃縮活動を停止するようイランに求めた国連安保理決議に対して、それをとりあえず拒絶したイラン政府への対応が注目されている。米国財務省は8日、イランの大手国営銀行である **Bank Saderat** に対して、テロ組織への資金送金関与などを理由に米国の金融システムからの排除を宣告。一方で、イラン政府がウラン濃縮を一時的に停止して交渉につくことを模索しているとの観測もある。今回は、当地ワシントンの国際戦略問題研究所 (CSIS) の中東・軍事専門家、Anthony H. Cordesman 氏による核兵器開発を巡るイランの選択肢と米国の経済制裁、及び軍事行動の選択肢をまとめた報告書 (8月30日付け) を紹介する¹。

【イランの核兵器保有を阻止する決定打はない】

イランの核兵器保有は周辺地域の安定に大きな影響を与え、中東軍事力の構図を変える。イランが本気で核兵器を開発しようとしているならば、軍事行動や制裁で開発を阻止するのは困難であろう。しかし軍事行動や制裁が全く非効果的であるとは限らない。大量破壊兵器の開発をイラン政府が放棄しない場合、イランが採り得る選択肢は以下の通り。①米国・イスラエルによる軍事攻撃を乗り越えて核開発、②表向きはEUや米国の要求を受け入れ、秘密裏に核開発を継続、③核兵器開発を断念する代わりに、化学・生物・放射能兵器 (「汚い爆弾」など) の開発。イランはこれまで核兵器開発のために、パキスタン (A.Q.カーン博士のネットワーク)、ロシア、北朝鮮、中国などから支援を受けている。

【対イラン経済制裁の選択肢】

国連安保理が対イラン経済制裁決議を採択するかどうか、またその際の制裁の内容や効果を予想するのは時期尚早である。中国とロシアは制裁に反対、フランスと英国も曖昧な立場をとっており、常任理事国のうち制裁を明言しているのは米国だけである。現在のイランの戦略は、英仏の曖昧な立場やその他の国々との通商関係 (特にエネルギー分野) を利用して、国連安保理による経済制裁決議の採択を阻止することである。

対イラン経済制裁が行われるとすれば、2つの点が問題となる。ひとつは効果的な経済制裁を行うための制裁内容である。経済制裁はしばしば、長期的な効果を考慮せずに、短期的な

¹ Anthony H. Cordesman and Khalid R. Al-Rodhan, *Iranian Nuclear Weapons? Options for Sanctions and Military Strikes*, August 30, 2006.

http://www.csis.org/media/isis/pubs/060830_iranoptionssanctions.pdf

Washington D.C. Representative Office



政治的利益、国益をもとに発動されることが多い。しかし経済制裁が効果を発揮するためには、はっきりとした目標に基づき計画するとともに、経済制裁の影響をきちんと理解しなければならない。国連安保理の目標は、イランの核兵器開発を阻止することにある。これがイランの政権交代やイランによるテロ組織支援をやめさせることなどに焦点を移動させてしまうと、経済制裁の効果は薄れてしまう可能性がある。また経済制裁によってイラン国民が苦境に追いやられるようなことがあれば、目的そのものが失われてしまうだろう。

もうひとつの困難な問題は経済制裁の執行そのものにある。まずイラン経済は自由市場というよりは計画統制経済であり、その 80%が政府によって管轄されているといわれる。従って、イランには国連安保理の要求を受け容れて、制裁を回避するよう圧力をかけるような民間部門、ビジネス社会が存在しない。

またイランの GDP に占める対外貿易規模は輸出が GDP の 10%、輸入が 8%とそれほど大きくないものの、日本、中国、イタリア、南アフリカ、韓国、トルコ、オランダ、フランスなど多くの国と通商関係を持っている。これらの国はここ数年の間にイランとの貿易を拡大しており、特に中国は増加するエネルギー需要から、石油総需要量の 5%をイランから輸入しているという。このようにイランの通商相手国の貿易・商業利益は複雑に絡み合っており、効果的な経済制裁の選択を困難にしている。

【これまでの米国の対イラン制裁】

米国は 1979 年のイラン革命と米国大使館員人質事件以来、イランとの国交を断絶しており、これまで幾度も対イラン経済制裁を強化してきた。1996 年に議会が可決し、2001 年には 5 年間延長された対イラン・リビア制裁法 (ILSA) は (今年 8 月に 9 月まで暫定延長が決定)、イランのガス・石油部門に投資する米企業に対して、年間 2000 万ドルの罰金を課すことを定めている。2000 年にはイランからの一部の輸入 (カーペット、キャビア、ピスタチオなど) が認められるようになったが、その他の貿易・投資は引き続き禁止されている。米国はこれまで ILSA 法違反容疑を巡って、イタリア、ロシア、日本、カナダ、フランス、及びマレーシア国籍の企業を調査したが、

米国による対イラン制裁の最大目的は、イランによる大量殺戮兵器の開発を阻止することとテロ組織の支援をやめさせることにあったが、その効果は疑問視されている。イランは引き続き他国から武器を輸入し、ミサイルシステムの構築と原子力研究プログラムを推進するとともに、テロ組織を支援してきた。イランのガス・石油部門は投資不足で設備が老朽化している。これは米国の対イラン制裁の成果かもしれないが、むしろイラン自らが招いた問題であると言える。

その一方で、世界のエネルギー需要の拡大と原油価格の高騰より、近年イランの石油収入は 2002 年以來 2 倍に拡大した。また今後もイランからの石油輸入を求める国は絶えないと予想され、イランは石油の供給者として有利な立場にある。イランの石油収入と生産・輸出能力は、米国の経済制裁の有無に関わらず、安定している。



【今後の対イラン制裁の選択肢】

● 原油制裁とその問題

イランはサウジアラビアに続く世界第2位の産油国で、確認されている世界の原油埋蔵量の10%を保有しているといわれる。しかしイランの原油輸出はイラン革命以来減少し、現在では世界の原油輸出総量の3%を占めるに過ぎない。しかしながら近年の原油需給の逼迫のおかげで、イランの原油はマージナルなシェアにもかかわらず、価格の安定化に欠かせない。原油の世界産油量が5%でも減少しようものなら、需給が逼迫した市場ではパニックや投機の過熱が起り、政治的・軍事的誤算も加わり原油価格は更に上昇するだろう。米国はイランから直接原油を輸入していないが、イランからの原油輸入禁止処置は原油価格の高騰を通じて世界経済に多大な影響を与え、米国にもダメージをもたらすだろう。（実際、イランが原油輸出を停止したら、原油価格は1バレル当たり100ドルを超えると予想されている。）従って、国連安保がイランに対して原油制裁を行う可能性は低い。

● 精製品 (Refined Products)

イランの伝統産業であるカーペット、キャビア、ピスタチオなどのイラン特産品分野における経済制裁は、イランの農家や中小企業に影響を与えるが、イラン政府にはあまり影響を与えない。従って制裁の対象となる可能性は低い。しかしその他の重工業分野、特に精製された石油（ガソリン）は経済制裁としては有効な手段となりうる。イランの石油精製施設はイラン・イラク戦争で大きなダメージを受け、加えて石油精製施設への投資不足から、これまでイランはガソリン需要の大部分を海外からの輸出に頼ってきた。今後もこの状況は続くものと見られ、ガソリンを含む精製品における制裁はイラン経済に大きな影響を及ぼす。

● イラン政府高官の渡航禁止

イラン政府高官の海外渡航禁止は、国際社会がイランの核兵器開発を非難しているというメッセージを送るという点で意義はあるものの、イラン政府の態度を変えるほどの効果があるか疑問である。歴史的に見てもこの種の制裁は、効果があったとしても即効性はなく、その効果は象徴的なものに留まるだろう。

● 金融制裁

上述の渡航禁止は金融制裁と併用されるならばそれなりの効果があるかもしれない。実際、渡航禁止と金融制裁が国連安保で最も受け容れられやすい選択肢である。西欧に置かれているイラン金融資産のほとんどは、政府高官が保有しているものである。従って、イランの金融資産の凍結と、政府高官の渡航禁止は、一般イラン国民への影響が最も少なく、政府高官への圧力が最も大きい選択肢である。

米国の資本市場はイラン革命以来、イランに閉ざされて来たが、イランは欧州やアジアの市場にはアクセスがあり、これまでイランの多くのプロジェクトが欧州、アジアの金融機関からの融資を受けてきた。またイランは欧州やアジアの金融機関に360億ドルほどの対外資産を持っていると推測されている。従ってこれらのイラン向け融資を禁止したり、欧州、アジアの金融機関に置かれているイラン資産を凍結することは制裁として有効な手段となり得るだろう。但し、金融取引がグローバル化した環境では、様々な網の目の逃れ方が有り得るの



で、このような制裁を徹底して執行するのは困難が付きまとう。また現在の時点では、国連安保理が金融制裁を承認する可能性も低い。

● 武器禁輸

もうひとつの選択肢としては、在来型武器の禁輸がある。イランは小型の武器やミサイルを製造しているが、軍事産業が未発達のため、特に重装備の武器などはほとんど輸入に頼っている。イランはイラン・イラク戦争中に欧米から武器を輸入した以外は、1980年以降大した量の武器を保有していない。しかしイランはここ十年の間、主にロシア、中国から武器を輸入しており、両国にとってイランは重要な武器輸出先となっている。つまりロシア、中国が抵抗するので国連安保理が対イラン武器禁輸を承認するかどうかは疑問である。仮にそれが実現したとしても効果的に執行できるかどうか判らない。

対イラン制裁の選択肢は以上が挙げられるが、いずれにしてもその効果は予測不可能である。国連での制裁決議が仮に成立しても、北朝鮮のような「ならず者国家」がイランを積極的に支援するかもしれない。また制裁によってイラン国内の政治勢力がかえって結束する可能性もあり、イランの核開発プログラムが制裁によって阻止される可能性は低い。しかしながら、短期的に見れば経済制裁が唯一の有効な選択肢であるとも言える。制裁の方法次第で一定の効果が見られる可能性がある。

【米国の軍事的選択肢と戦略的な意味合い】

米国は現在のところ、欧州3カ国と国連を通じて外交路線でイランに圧力をかけている。同時に Bush 政権は米国にとってイランを大きな脅威とみなしており、先制攻撃の可能性を否定していない。米国は対イラン制裁、及び軍事行動に向けての国際社会における合意形成には少なくとも数年かかると見ており、その期間を軍事戦略の策定に当てらるう。

米国の軍事的選択肢は以下の通りである。

- ①警告、威圧、あるいは抑止を目的とした攻撃（IAEAが認識している核施設のうちひとつを対象）。
- ②限定的攻撃（核施設を2～3つ施設）。
- ③化学・生物・放射能・核兵器施設を本格的攻撃。
- ④化学・生物・放射能・核兵器施設、及び関連する民間施設を本格的攻撃。
- ⑤①～④の選択肢を実行し、イランが核兵器を生産していることを証明してから、国際社会の承認を待ち、再び攻撃する。
- ⑥当面イランの核兵器開発を見守り、有事に備えて準備する。

またイランの核兵器開発への対抗として、イスラエルによる軍備強化が予想される他、インド、パキスタン、ロシアによる核兵器強化、サウジアラビア、エジプトなどのアラブ諸国による核保有に向けての動きが進む可能性があり、中東地域の情勢が一層不安定化する危険がある。



【イランが妥協する可能性？】

10日付け AP 通信によると、イランの核開発問題にたずさわるイラン政府高官 Ali Larijani は EU 外交担当官 Javier Solana との週末（9-10日）の交渉で、「（濃縮停止の）圧力を加えられるのでなければ、ウラン濃縮を自主的に1、2ヵ月停止する可能性」を示唆したと言う。果たして、これはイラン政府が面子を保ちながら実質的な妥協を模索していることを意味するのだろうか。それとも国連安保理で早期に制裁決議に進もうとする米国を牽制し、国連安保理メンバーの足並みの乱れを拡大することだけを狙った「芝居」であろうか。

Bush 大統領は9・11の5周年の演説を行い、テロとの戦い戦いに妥協のないことを改めて強調し、イラク戦争を正当化した。しかし実際のサダム・フセインのイラクは大量破壊兵器も保有しておらず、アルカイダとの連携もなかったことが今や明らかになっている。一方でイランは過去に IAEA の監視の目が届かないところで秘密裏に核開発を行って来た「前科」がある。また米国がテロリスト集団と位置づけるヒズボラに武器、資金の支援を行っていることが明らかになっている。「イラクへの軍事攻撃」は現在の Bush 政権にとって実質的に不可能な選択肢と概ね考えられているが、既に示されている以上の妥協を米国がイラン相手に行うとは考えがたく、米国—イラン関係の一層の緊迫が憂慮される。

(担当：松村詩子)

(e-mail address : umatsumura@us.mufg.jp)

以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.bd427fa51df4c80526345b1035ca16a0/>

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。